

吉田町牧之原市広域施設組合 公共施設等総合管理計画

令和3年1月

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景と目的	1
2. 計画期間	1
第2章 公共施設等の現況及び人口の推移	2
1. 組合の共同処理する事務	2
2. 組合が管理運営する公共施設	2
3. 公共施設の現状	3
4. 人口の推移	10
第3章 公共施設・財源の状況と見通し	12
1. 公共施設の運用と整備	12
2. 財源の状況	17
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	
	19
1. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策	19
2. 施設の現状と課題に対する基本認識	19
3. 施設管理	19
4. フォローアップの方針	20
5. 施設ごとの管理に関する基本方針	20

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

吉田町牧之原市広域施設組合（以下「組合」という。）は、し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場、学校給食共同調理場の設置及び管理運営に関する事務及び旧吉田榛原消防署庁舎（土地その他附属施設を含む。）の維持管理事務を1市1町（吉田町、牧之原市榛原地区）が共同処理するために組織する一部事務組合であります。

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月にはこの計画を参考として、すべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト（LCC）に配慮した公共施設等総合管理計画を策定することを要請しています。

現在、組合が管理する施設は老朽化が進み、維持・修繕費用が増加し、多額の費用を要する状況にあることや、厳しい財政状況を踏まえ、組合が保有する公共施設等の全体を把握し、計画的に公共施設等の整備や維持管理を行うことにより、将来負担の軽減を図るため本計画を策定するものです。

2. 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

1. 組合の共同処理する事務

組合は、吉田町と牧之原市をもって組織し、以下の事務を共同処理します。

	共同処理する事務
し尿処理施設	設置及び管理運営に関する事務
ごみ処理施設	設置及び管理運営に関する事務
旧吉田榛原消防署庁舎 (土地その他附属施設を含む。)	維持管理に関する事務
火葬場	設置及び管理運営に関する事務
学校給食共同調理場	設置及び管理運営に関する事務

2. 組合が管理運営する公共施設

本計画は、組合が管理運営するすべての公共施設を対象とします。

施 設	数	施設の名称	建築 年度	経過 年数
し尿処理施設	1	衛生センター	平成7年	25年
ごみ処理施設	3	清掃センター	平成11年	22年
		浸出水処理施設最終処分場	平成8年	24年
		リサイクルセンター	平成28年	4年
旧吉田榛原消防署庁舎	1	静岡市吉田消防署	昭和62年	34年
火葬場	1	謝恩閣	昭和56年	39年
学校給食共同調理場	1	吉田榛原学校給食共同調理場	平成2年	31年

令和2年度末現在

3. 公共施設の現状

(1)し尿処理施設



し尿処理施設（衛生センター）	
建築年度	平成 7 年度
住 所	榛原郡吉田町住吉 4300 番地の 1
延床面積	1,738.18 m ²
建 設 費	2,765,550,000 円
構 造	鉄筋コンクリート造
能 力	82k1/日
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	—
不具合等	竣工後 25 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。また、立地上塩害による影響が顕著に現れており、外壁や屋上の剥離や設備の腐食が目立っています。
備 考	平成 27 年度から包括的運営管理委託（5 年毎見直し）になったことから、計画的な整備・運転管理を実施しています。

(2)ごみ処理施設（清掃センター）



ごみ処理施設（清掃センター）	
建築年度	平成 11 年度
住 所	牧之原市細江 6664 番地 3
延床面積	5,305.72 m ²
建 設 費	2,268,000,000 円
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
能 力	100.5 t / 日
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	—
不具合等	竣工後 22 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。 また、立地上塩害や台風等の強風による影響が顕著に現れており、外壁の剥離や設備の腐食、漏水が目立っています。
備 考	平成 30 年度から 5 年間の債務負担行為として契約を締結しており、計画的な維持、運転管理を実施しています。

(3) ごみ処理施設（浸出水処理施設最終処分場）



ごみ処理施設（浸出水処理施設最終処分場）	
建築年度	平成 8 年度
住 所	牧之原市細江 6676 番地
延床面積	256.76 m ²
建 設 費	305,910,000 円
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
能 力	26 m ³ /日
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	—
不具合等	竣工後 24 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。 また、立地上塩害による影響が顕著に現れており、ポンプ類の不良が目立っています。
備 考	

(4)ごみ処理施設（リサイクルセンター）



ごみ処理施設（リサイクルセンター）	
建築年度	平成 28 年度
住 所	牧之原市坂部 1615 番地 3
延床面積	158.50 m ²
建 設 費	726,840,000 円
構 造	鉄骨造
能 力	プラスチック類（マークあり）圧縮減容処理 3.68 t / 日 ペットボトル圧縮減容処理 1.5 t / 日 プラスチック類（マークなし）破砕処理 1.48 t / 日 貯留ヤード 19 種類 23 分別
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	—
不具合等	
備 考	

(5)旧吉田榛原消防署庁舎



旧吉田榛原消防署庁舎（静岡市吉田消防署）	
建築年度	昭和 62 年
住 所	榛原郡吉田町住吉 1386 番地の 5
延床面積	1,728.00 m ²
建 設 費	157,974,531 円
構 造	鉄筋コンクリート造
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	平成 29 年度実施
不具合等	大規模改修未実施箇所である受電設備等の老朽化が進んでいることや、外壁タイルの浮き等が発生しています。
備 考	平成 28 年度より、消防業務を静岡市へ委託していますが、土地及び建物は当組合の所有となります。これら維持管理は通常静岡市消防局で行っていますが、130 万円を超える修繕等については、当組合で行うこととなっています。

(6)火葬場



火葬場（謝恩閣）	
建築年度	昭和 56 年
住 所	牧之原市勝間 1506 番地 19
延床面積	待合室棟 332.708 m ² / 火葬棟 138.68 m ²
建 設 費	待合室棟 66,100,000 円 / 火葬棟 45,897,200 円
構 造	待合室棟 鉄骨造 / 火葬棟 鉄筋コンクリート造
能 力	火葬炉 3 基、汚物炉 1 基
耐震状況	待合室棟：平成 22 年度に耐震補強工事実施 火葬棟：耐震診断を実施し、耐震性あり
大規模改修	—
不具合等	火葬棟は建設から 39 年が経過し老朽化が進行しています。 施設は待合室棟と火葬棟が離れているだけでなく、敷地が傾斜になっているため、利用するにあたり不便が生じています。
備 考	火葬炉は定期的な整備により、火葬執行において問題はありません。

(7)学校給食共同調理場



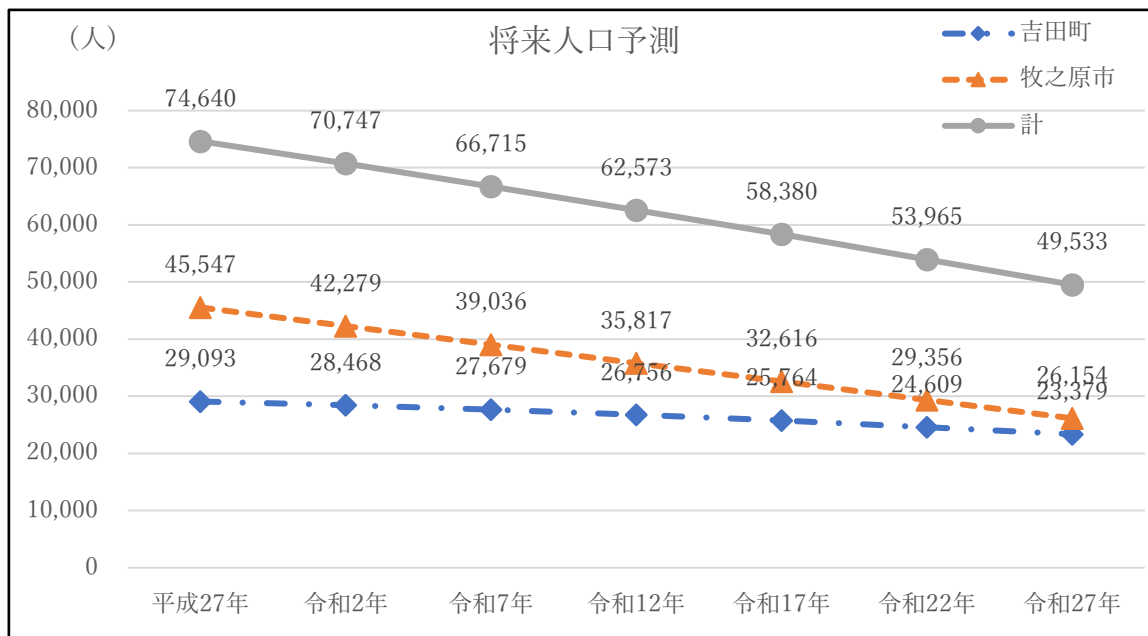
学校給食共同調理場（吉田榛原学校給食共同調理場）	
建築年度	平成 2 年度
住 所	榛原郡吉田町住吉 1500 番地の 1
延床面積	1,305 m ²
建 設 費	188,556,277 円
構 造	鉄骨造
能 力	7,000 食／日（2 調理 2 献立）炊飯システム設置
耐震状況	昭和 56 年の新耐震基準に適合
大規模改修	—
不具合等	竣工後 31 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。外壁の目地や塗装の劣化が目立っています。
備 考	給食施設整備事業計画により、施設の整備・運営管理を実施しています。

4. 人口の推移

(1) 将来人口予測

組合を構成する 1 市 1 町の将来人口予測は、以下のとおりであります。

(組合構成市であります牧之原市の人口につきましては、組合の共同処理区域を含む牧之原市全域の人口となります。)



	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
吉田町	29,093	28,468	27,679	26,756	25,764	24,609	23,379
牧之原市	45,547	42,279	39,036	35,817	32,616	29,356	26,154
計	74,640	70,747	66,715	62,573	58,380	53,965	49,533

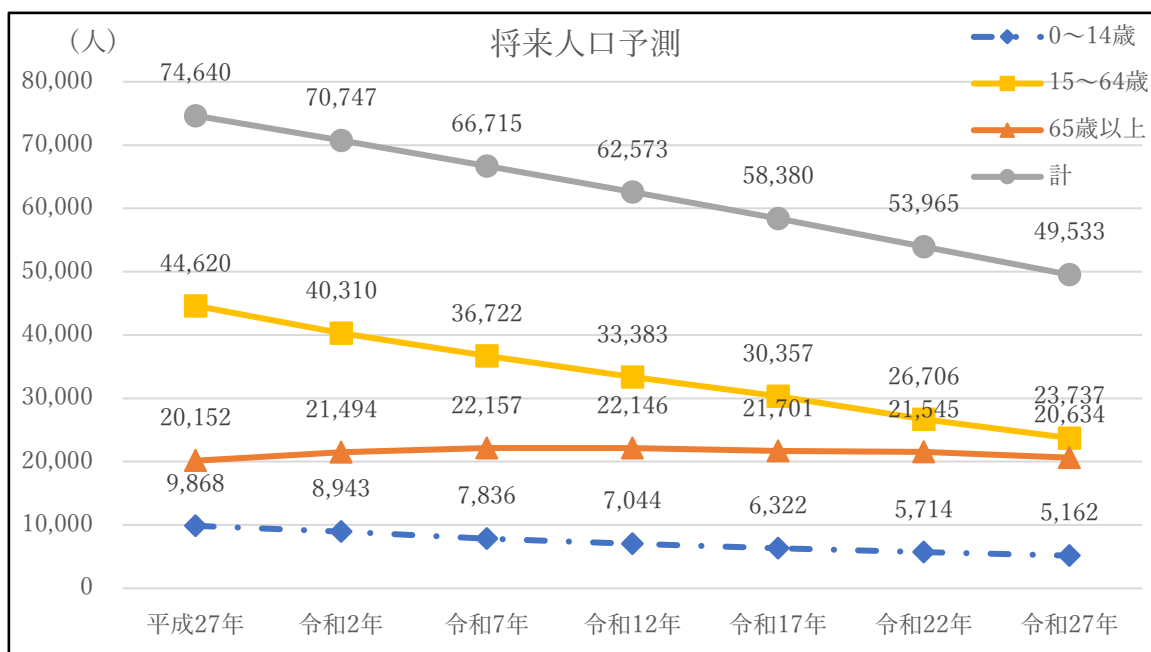
出典：国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口 平成 30 年度推計）

平成 30 年 12 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、計画最終年度の令和 12 年では、62,573 人となり、公表当時に推測された令和 2 年度と比較して、8,174 人減となり、11.5%の減少となる見通しとなっています。

(2)年齢構成別将来人口予測

組合を構成する 1 市 1 町の年齢構成別将来人口予測は、以下のとおりであります。

(組合構成市であります牧之原市の人口につきましては、組合の共同処理区域を含む牧之原市全域の人口となります。)



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
0～14 歳	9, 868	8, 943	7, 836	7, 044	6, 322	5, 714	5, 162
15～64 歳	44, 620	40, 310	36, 722	33, 383	30, 357	26, 706	23, 737
65 歳以上	20, 152	21, 494	22, 157	22, 146	21, 701	21, 545	20, 634
計	74, 640	70, 747	66, 715	62, 573	58, 380	53, 965	49, 533

出典：国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口 平成 30 年度推計）

第3章 公共施設・財源の状況と見通し

1. 公共施設の運用と整備

組合施設の多くは、供用開始後 20 年以上が経過しており、老朽化による不具合等が発生しています。

施設更新計画については、組合構成市町により協議されていくこととなりますが、現在のところ明確な更新計画はないことから、現在の施設を適正に維持管理し、計画的な修繕を実施することで延命化を図っていきます。

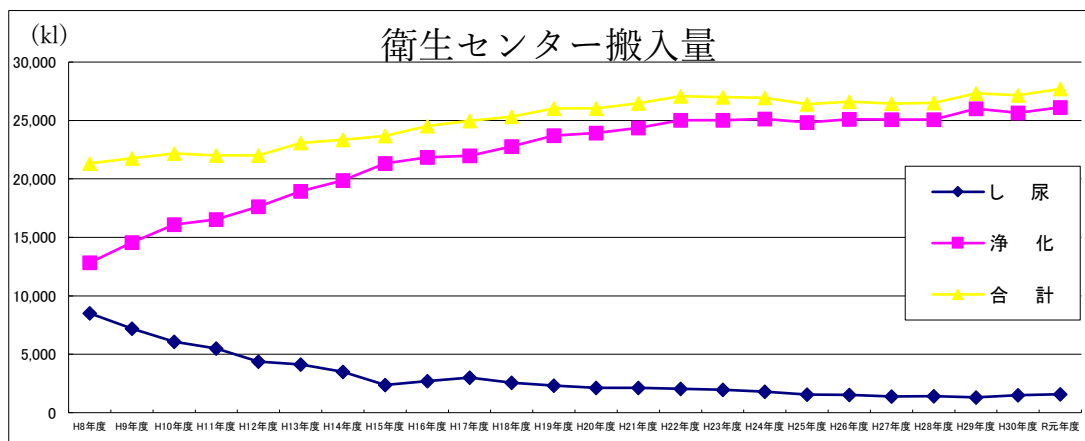
(1) し尿処理施設（衛生センター）

①搬入状況

平成 7 年の施設稼働開始から緩やかに増加しておりましたが、平成 29 年度頃から急激な増加となっています。

増加の要因は、下水区域以外の住宅が増加し浄化槽基数が増えたこと、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えにより汚泥発生量が増加したこと、並びに静岡県が進める浄化槽法第 11 条による法定検査の徹底に伴い、検査と併せて浄化槽清掃を実施することで、汚泥回収量が増加したことによるものと推測されます。

(注) 浄化槽法第 11 条とは、浄化槽管理者が浄化槽設置後の検査を受けた後に、毎年 1 回の定期検査を義務付けるものです。平成 20 年代前半における静岡県の浄化槽法第 11 条の法定検査受検率は全国最下位で、静岡県が改善に取り組んでいます。



②維持管理方針及び事業費

平成 7 年 1 1 月の施設稼働以降、施設運転管理は全面委託していましたが、平成 2 7 年度より、施設運営の質の確保や財政負担の平準化を目指して、これまでの運転管理業務に加え、軽故障及び定期整備に係る維持補修業務、薬品・燃料等ユーティリティの調達業務を一括して委託する包括的運営管理業務委託としました。

し尿処理に伴う補修は、委託業務の中で実施されますが、建築設備の修繕は当組合で行うこととなり、老朽化施設の延命化を図るために計画的な整備を計画します。

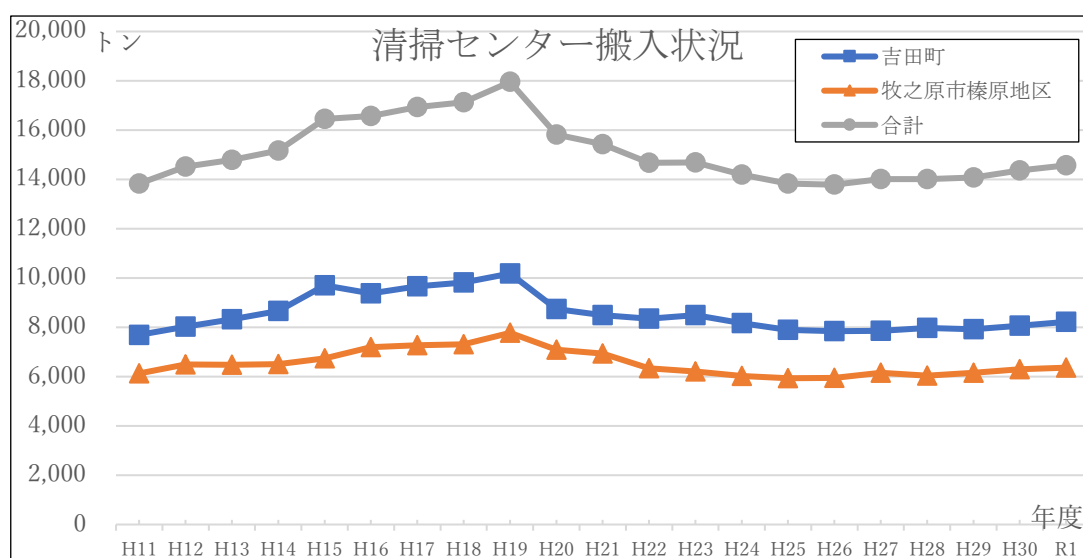
また、ここ数年、搬入量の急激な増加傾向にあることから、施設処理能力の検討が必要となります。

(2)ごみ処理施設（清掃センター）

①搬入状況

平成 11 年 4 月の新施設稼働開始から平成 19 年度まで上昇を続け、以降は減少していましたが、平成 27 年度以降は再び搬入量が増加しています。

増加の要因としては、ステーションからの可燃物搬入量は減少していますが、清掃センターへの直接搬入量が増加しています。これは製品を最後まで使い切ることなく処分する「使い捨て」が進み搬入量が増えたことが要因として推察されます。

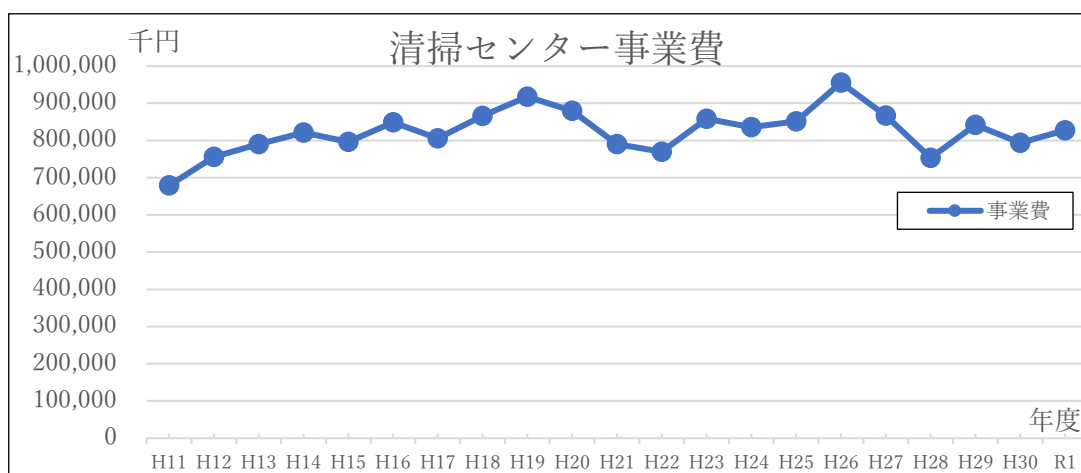


②維持管理方針及び事業費

清掃センターは平成 11 年 4 月の新施設稼働以降、焼却施設の運転管理業務と設備機器類の維持点検整備業務を委託しています。

ごみ処理に伴う補修のうち、委託業務では実施しない建築設備等の修繕については当組合で行っています。

清掃センターは建築年数も経過し施設の老朽化も進んでいることから、施設の延命化と安定的なごみ処理を継続するため、計画的な整備と適切な維持管理を行うこととします。



(3) ゴミ処理施設（浸出水処理施設最終処分場）

① 管理状況

施設は、平成 11 年から稼働しています。

浸出水処理施設は、最終処分場への雨水等の処理を行っています。

最終処分場は、清掃センターから搬出される焼却灰等を埋め立てていますが、残余量も少なくなっていることから、現在では焼却灰の処理委託先への搬出までの間の一時仮置き場としています。

② 維持管理方針及び事業費

浸出水処理施設は、職員による日々の点検作業を行ない、2 週間に 1 度施工業者による定期点検及びメンテナンスを行っています。

また、年に 1 度大規模な定期整備により、施設の適切な維持管理をしています。

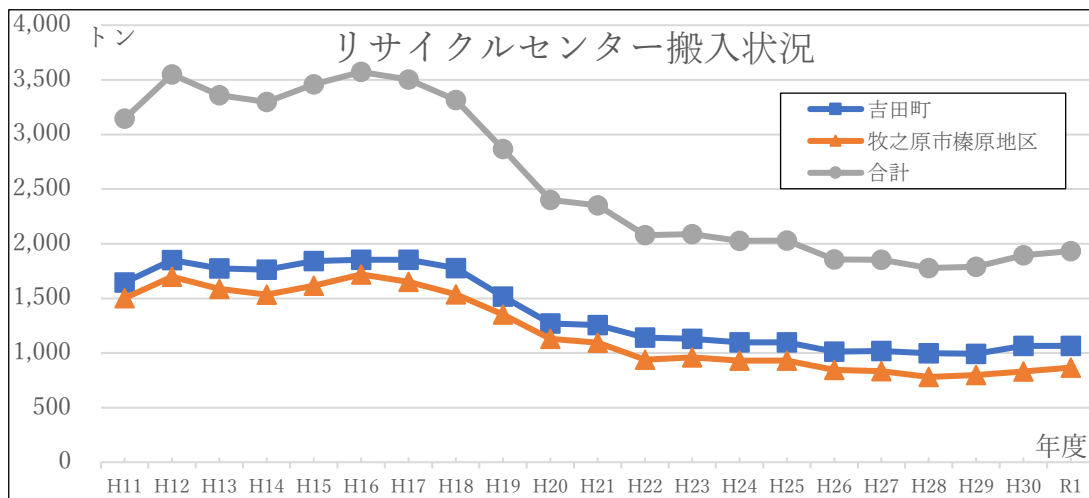
現在、施設の老朽化に伴い、設備機器の故障リスクが高まっているため、点検結果を踏まえ、計画的な整備計画を作成し、補修・更新を実施します。

(4) ゴミ処理施設（リサイクルセンター）

① 搬入状況

リサイクルセンターへの搬入量は、平成 16 年度をピークとして減少していましたが、平成 29 年度以降は搬入量が増加しています。しかし、平成 16 年度のピーク時と比較すると搬入量は大きく減少しており、特に金物類、ガラス類、古紙類が減少しています。

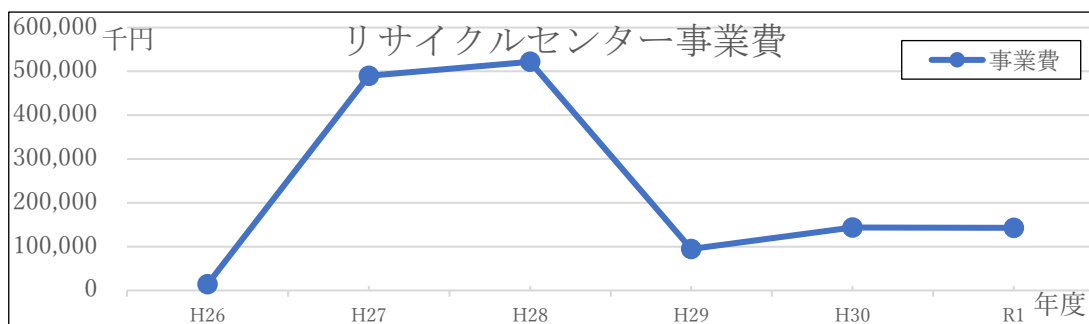
減少の要因としては、地域や民間企業等が資源物のリサイクルを進めるため、敷地内に収集ボックスを設置するなどして収集処理を実施したことにより、地域住民がそちらに資源物を処分することで、リサイクルセンターへの搬入量が減少したものと推察されます。



②維持管理方針及び事業費

リサイクルセンターは平成 28 年度に施設を更新しているため、平成 27 年度と 28 年度の 2 年間の事業費が高額となっています。

施設ではプラスチック類やペットボトルの破砕処理や圧縮減容処理を実施しているので、今後も多様化するリサイクル業務に対応するため、適切な維持管理を行うこととします。



(5)旧吉田榛原消防署庁舎（静岡市吉田消防署）

①管理状況

消防に関する事務は、組合が共同処理しておりましたが、静岡地域消防救急広域化により、平成 28 年 4 月 1 日から静岡市へ委託されることとなり、組合の共同処理する事務から除かれました。

しかしながら、消防署の庁舎及び土地は組合の所有物のままであり、静岡市へ無償貸与している状況であります。

②維持管理方針及び事業費

消防業務に係る経費は、消防署の所在地である吉田町が静岡市への委託料を支払っておりますが、組合の財産部分に係る大規模工事（130 万円以上の工事請負費等）を行う際は、所有者である組合が予算計上し実施す

ることとなっています。

平成 29 年度に大規模改修工事を実施していますが、高圧受電設備等について一部改修未実施の設備もあります。

高圧受電設備の老朽化は、故障のリスクが高くなり、救急消防業務に多大な影響が出ることを考えられますので、計画的に早期に改修することとします。

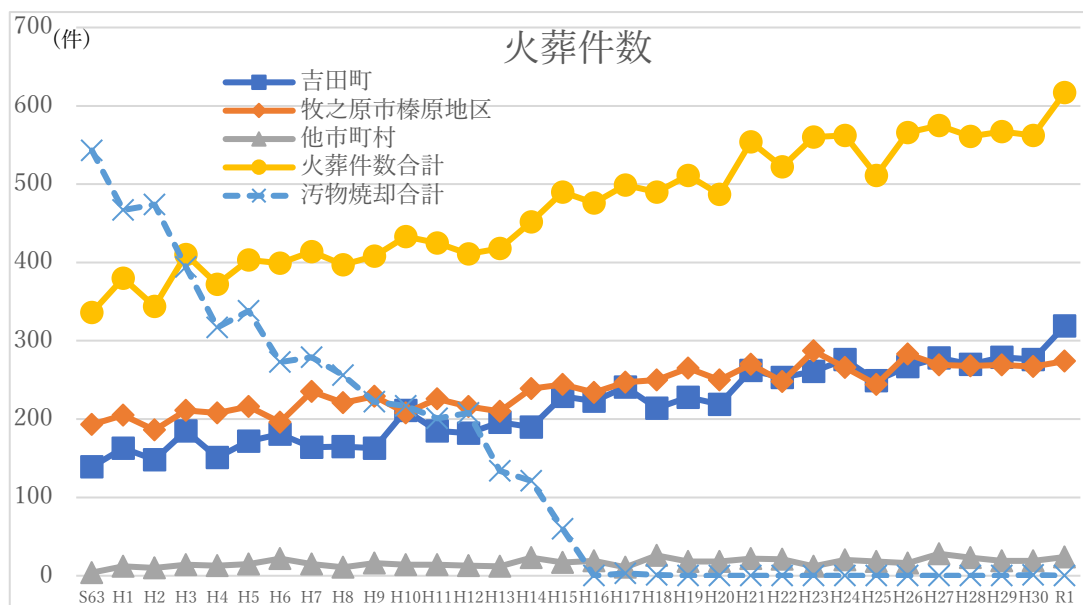
(6)火葬場（謝恩閣）

①火葬状況

現在、火葬件数は増加傾向にあり、今後の高齢化社会において、しばらくの間は、火葬件数が増加すると考えられます。

汚物炉については、平成 16 年度以降ほとんど利用がなく、今後も増える見込みはないと考えられます。

待合室棟の利用状況は、葬儀の方式の中で家族葬などが増えたことで減少傾向であります。



②維持管理方針及び事業費

3 基ある火葬炉は、毎年 1 炉ずつ計画的に耐火煉瓦を更新し、他の機器も計画的に整備することで安定した運営を行うことができます。

汚物炉の利用はほとんどありませんが、完全になくなっているわけではないことから、機器設備の管理は適切に行います。

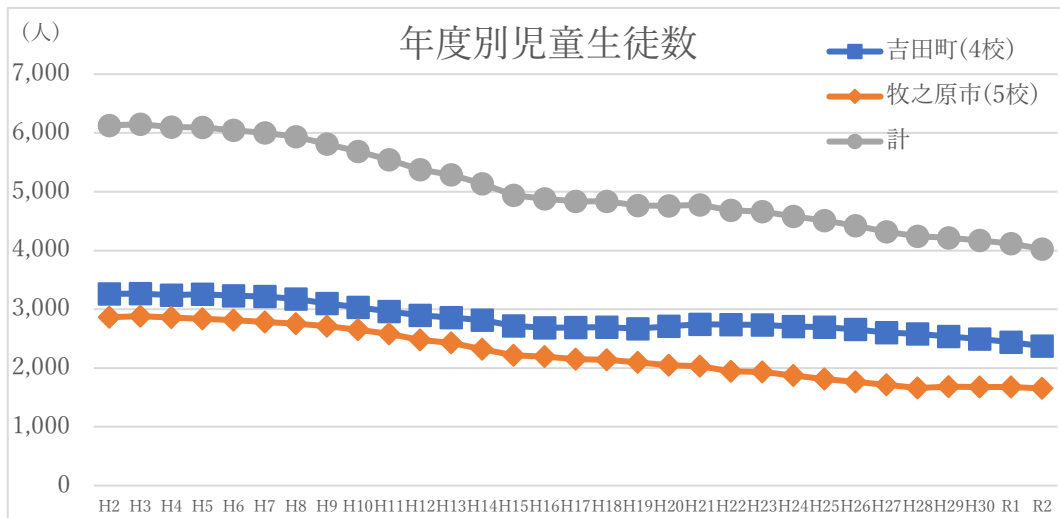
待合室棟は、平成 22 年度に耐震補強工事を行っていますが、段差があることや、共用部分が多いため、利用者が少しでも快適に過ごせるよう整備を検討します。

火葬場の補修整備費用は、ある程度計画的に実施することが可能であるため、必要な部分を見極め経費の平準化を図りながら補修整備を行うこととします。

(7)学校給食共同調理場（吉田榛原学校給食共同調理場）

①施設状況

平成2年度の施設稼働以降、児童生徒数は減少傾向にあり、今後も減少していくと推測されますが、授業日数の増加に伴い、各学校給食実施回数は増加しています。



②維持管理方針及び事業費

平成2年4月の施設稼働以降、運營業務は直営で行っています。

安全・安心な学校給食の提供に努めるため、学校給食衛生管理基準に対応した設備機械等の更新を行っています。

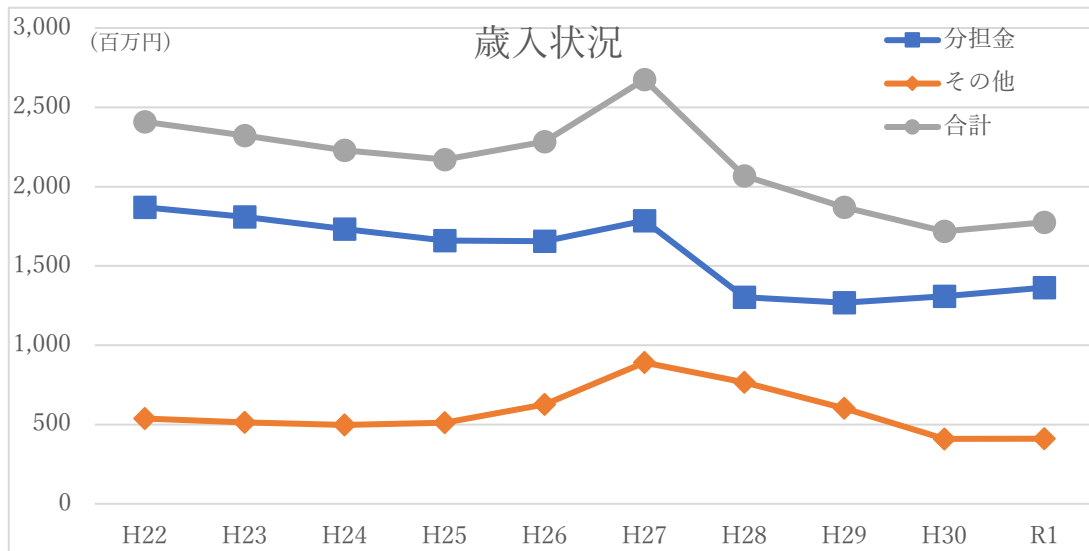
建築の修繕については、老朽化した施設の延命化を図るために計画的な整備を計画します。

2. 財源の状況

(1)歳入状況

当組合の財源は平均して7割以上が構成市町からの分担金で賄われております。平成27年度までは、当組合において消防業務を行っていたため、分担金は17億円程度、歳入総額は23億円程度でありました。

しかしながら、平成28年度の静岡地域消防救急広域化により、歳入総額、分担金額ともに減額となりました。

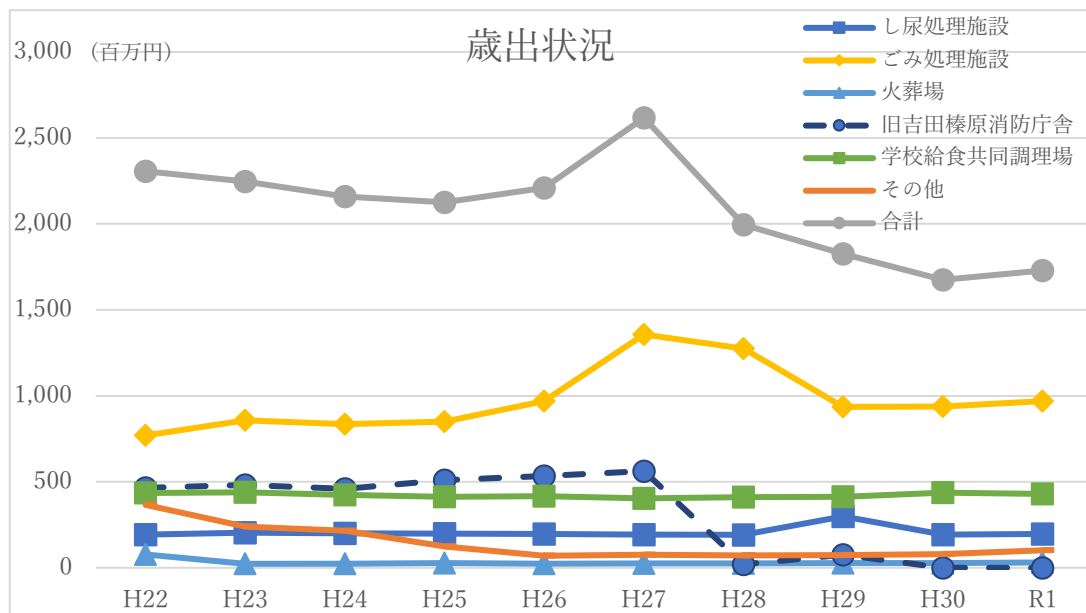


(2)歳出状況

平成27年度までは、歳出総額が20億円以上でしたが、静岡地域消防救急広域化に伴い、平成28年度以降は消防費が大きく減額となっています。

また、ごみ処理施設（リサイクルセンター）の整備に伴い、平成27年度及び28年度のごみ処理費が大きく増額となりました。

現在では、16～17億円程度の歳出総額であります。廃棄物処理量の増加や施設の老朽化、新たな起債に伴う公債費により、増額となる見込みであります。



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

組合施設の適切な維持管理及び整備の実施のため、構成市町との連絡を密にして、必要に応じ担当者による会議等を行います。

また、重要案件については、副管理者及び構成市町関係課を交えて協議をし、組合議会に説明して情報共有を図ります。

2. 施設の現状と課題に対する基本認識

(1)施設の老朽化

組合施設は、リサイクルセンターを除き、竣工から20年以上が経過し、一部施設は大規模改修等を行っているものの、老朽化が進み、維持補修費が増加傾向にあります。

(2)施設稼働状況

人口減少が見込まれますが、世帯数は増加若しくは維持している状況であることから、ごみ処理やし尿処理に係る経費が増加することが見込まれます。また、少子高齢化等により火葬件数は増加し、若年層の減少により学校給食提供食数は減少する見込みであり、事業の種類により大きく異なります。

(3)組合と構成市町の関係

一部事務組合とは、複数の地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織であることから、構成市町の行政方針と密接に関係するため、相互の情報共有が重要であります。

3. 施設管理

(1)点検、診断等の実施

施設・設備機器について、職員による日常点検の実施と専門業者等による法定点検を実施することで、状態を的確に把握し、これらの性能を十分に発揮できるようにします。

(2)維持補修、整備等の実施

点検、診断等の結果を基に施設・設備機器の安全で安定的な稼働ができるよう、計画的な維持補修、整備等の計画を立て実施します。

(3)長寿命化の実施

施設の建替えは多額の費用を要し、構成市町への費用負担も大きくなることから、既存施設の延命化を念頭として、維持補修に予防保全を取り入れ、長寿命化を図ります。

(4)官民の連携

民間のノウハウを活かし、施設の効率的で安定的な運営管理とサービス向上に努めます。

(5)統合・廃止の方針

構成市町と連絡を密にし、施設稼働状況の将来予測を考慮して検討を進めます。経費的な面だけでなく、充実した行政サービスの提供等を総合的に考慮し判断します。

4. フォローアップの方針

本計画については、組合施設の状況を踏まえ、構成市町及び周辺地域を含む環境変化や社会情勢を的確に捉えて随時見直しを行います。

また、構成市町だけでなく、議会や住民に対し情報提供を行い、認識の共有化を図ります。

5. 施設ごとの管理に関する基本方針

(1)し尿処理施設

施設稼働後 25 年が経過し老朽化が進んでいますが、平成 27 年度より施設を包括的運営管理業務委託することで、安定的な処理と設備機器の整備が行われています。建築設備の老朽化に関しては、組合が計画的な維持補修を行い、施設の延命化を図ります。

搬入量の急激な増加に伴い、処理能力が逼迫しているため、十分な将来予測を立て、安定的な処理が行えるよう検討します。

(2)ごみ処理施設

清掃センター、最終処分場は施設稼働後 22 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいますが、焼却施設の運転管理業務と設備機器類の維持点検整備を委託することで、安定的なごみ処理が行われています。なお、業務委託に含まない建築設備等の老朽化については、組合が計画的な維持更新を行うことで施設の延命化を図る必要があります。

また、リサイクルセンターは施設稼働後 4 年と更新してからの年数が経過していませんが、多様化するリサイクル業務に対応するため、適切な維持管理が必要となります。

(3)旧吉田榛原消防署庁舎

住民の暮らしの安全や災害から守るための拠点として、常に万全な状態を保てるよう適切な維持管理に努めます。また、平成 29 年度の大規模改修後に課題となっている受電設備等の更新未実施箇所について、早急な改修を検討していく必要があります。

(4)火葬場

適切な維持管理と計画的な改修により、経費削減と平準化を図ります。

施設の運営管理を民間業者に委託することで、利用者への適切なサービスを提供できるように努めます。

施設は子供から高齢者まで様々な方が利用することから、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を検討します。

(5)学校給食共同調理場

施設稼働後 31 年が経過し、老朽化が進んでいます。

安心・安全な学校給食を提供するため、計画的な設備機器等の更新、施設の修繕を実施していきます。